ドイツの介護保険制度（1/4）

国民は、公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務づけられており、2019年８月時点では、全国民の88.7%が公的保険、11.2%が民間保険でカバーされている。

公的医療保険は連邦保健省（Bundesministerium für Gesundheit（ＢＭＧ））が所管しており、日本の健康保険組合に該当する疾病金庫（Krankenkasse）が運営主体である。

介護保険は、公的医療保険の疾病金庫に相当する介護金庫に加入することが義務付けられており、公的医療保険に加入している者は公的介護保険、民間医療保険に加入している者は民間介護保険に加入する。

公的介護保険制度

		ドイツ
被保険者		• 公的医療保険に加入している者（一定所得を超えない被用者、自営農林業者等）
保険者		• 介護金庫
介護認定		• 医療保険メディカルサービス(ＭＤＫ：Medizinischer Dienst der Krankenversicherung、疾病金庫が各州に共同で設置し、医師、介護士等が参加する団体、以下「ＭＤＫ」）の審査を経て、介護金庫が最終決定
適応範囲	サービス	• 完全施設介護
	内容	• 現物給付 • 現金給付 • 組み合わせ給付、代替介護、部分施設介護 • 介護補助具の支給・貸与 • 住宅改造補助 • 完全施設介護
自己負担額		• 支給限度額を超過する部分は原則自己負担（介護保険制度は「部分保険」の考え） • 低所得者には社会扶助を支給
給付限度額		• 要介護度ごとに支給限度額を細かく設定

出所）日本経済研究所「ロボット介護機器開発・標準化事業に係る海外調査」（2020年3月31日）より

ドイツの介護保険制度（2/4）

公的介護保険制度の内容は、以下のとおりである。

公的介護保険制度の日独比較

	ドイツ	日本
介護保険制度の内容	● **被保険者** ：年齢制限なく、公的医療保険に加入している者（一定所得を超えない被用者、自営農林業者等） ● **介護認定** ： ＭＤＫの審査を経て、介護金庫が最終決定 ● **適応範囲 【施設】** ： 居宅、高齢者施設、通所 **【サービス】** ： 現物給付、現金給付、介護補助具支給・貸与、住宅改造補助など ● **自己負担額** ： 支給限度額を超過する部分は原則自己負担、低所得者には社会扶助を支給 ● **給 付 方 式** ： 現物給付と現金給付の組み合わせ ● **給付限度額** ： 要介護度ごとに支給限度額を細かく設定、月額125ユーロ～2,005ユーロ（約15,000円～240,600円）（施設）、月額316ユーロ～901ユーロ（約37,920円～108,120円）（在宅・現金給付）	● **被保険者** ： 第１号被保険者（65歳以上） 第２号被保険者（40～64歳の医療保険加入者） ● **介護認定** ： 一次判定（コンピュータによる推計）、二次判定（介護認定審査会による審査） ● **適応範囲 【施設】** ： 居宅、高齢者施設、通所 **【サービス】** ： 生活支援、入浴介護、リハビリテーション、福祉用具レンタル、特定福祉用品販売、住宅バリアフリー改修など ● **自己負担額** ： 10%～30% ※ 支給限度額を超過する部分は全額自己負担 ● **給 付 方 式** ： サービス給付 ● **給付限度額** ： 要介護度ごとに異なるが、月額５～36万円
財源	・ 被保険者の保険料（国庫補助は行われていない。） ※ 保険料率 ： 賃金3.05% （被保険者：1.525%、事業主：1.525%） なお、子を有しない23才以上の被保険者は、賃金の3.3%	・ 被保険者の保険料 50% （第１号被保険者 23%、第２号被保険者 27%） ・ 公費 50% （国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%）

※ １ユーロ＝120円として換算。以下同様。

出所）日本経済研究所「ロボット介護機器開発・標準化事業に係る海外調査」（2020年3月31日）より

ドイツの介護保険制度（3/4）

ドイツの介護保険は、給付額で介護費用の全額を賄うのではなく、超えた分は自己負担で補う「部分保険」としての役割を持つ。

ドイツの高齢者の介護サービス内容（2019年）

単位： ユーロ

給付の種類		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
在宅	現金給付（月額）	-	316 （約37,920円）	545 （約65,400円）	728 （約87,360円）	901 （約108,120円）
	現物給付（月額）	-	689 （約82,680円）	1,298 （約155,760円）	1,612 （約193,440円）	1,995 （約239,400円）
代替介護（年６週間以内）	近親者による介護	-	474 （約56,880円）	817.5 （約98,100円）	1,092 （約131,040円）	1,351.5 （約162,180円）
	近親者以外による介護	1,612（約193,440円）				
部分施設介護	ショートステイケア（年８週間以内）	1,612（約193,440円）				
	デイケア・ナイトケア（月額）	-	689 （約82,680円）	1,298 （約155,760円）	1,612 （約193,440円）	1,995 （約239,440円）
完全施設介護	完全施設介護（月額）	125 （約15,000円）	770 （約92,400円）	1,262 （約151,440円）	1,775 （約151,440円）	2,005 （約240,600円）
追加給付	負担軽減手当（月額）	125（約15,000円）				
	介護グループホーム入居の場合の追加給付（月額）	214（約25,680円）				
介護用品（消耗品）	介護用品（月額）	40（約4,800円）				
介護補助具	用具当たり	無料で貸与される。購入する場合は、25ユーロ（約3,000円）以内に10%の自己負担				
住環境改善措置	１回あたり	4,000（約480,000円）				

出所）日本経済研究所「ロボット介護機器開発・標準化事業に係る海外調査」（2020年3月31日）より

ドイツの介護保険制度（4/4）

2015年以降、ドイツ政府は介護保険を抜本的に改革する「介護強化法」を段階的に施行している。

段階的に介護保険料率を引き上げると同時に、第一次介護強化法で介護準備基金を創設し、保険料の一部を積み立てて世代間の給付額の公平性も図っている。第二次介護強化法では、要介護認定を３段階から５段階に改正し、従前は要介護が認められなかった認知症患者（要介護度０）が、給付体系に組み込まれることなった。

介護保険制度改革の内容

法律名	改正内容
第一次介護強化法（2015年施行）	・介護給付額の拡充 ・保険料率の引き上げ、介護準備基金の創設
第二次介護強化法（2016年施行）	・要介護認定の定義を3段階から5段階に改正 ・保険料率の引き上げ
第三次介護強化法（2017年施行）	・地域における介護サービスの充実、介護相談に関する相談支援サービスの拡充 ・介護保険料率の引き上げ

介護保険制度改革の内容

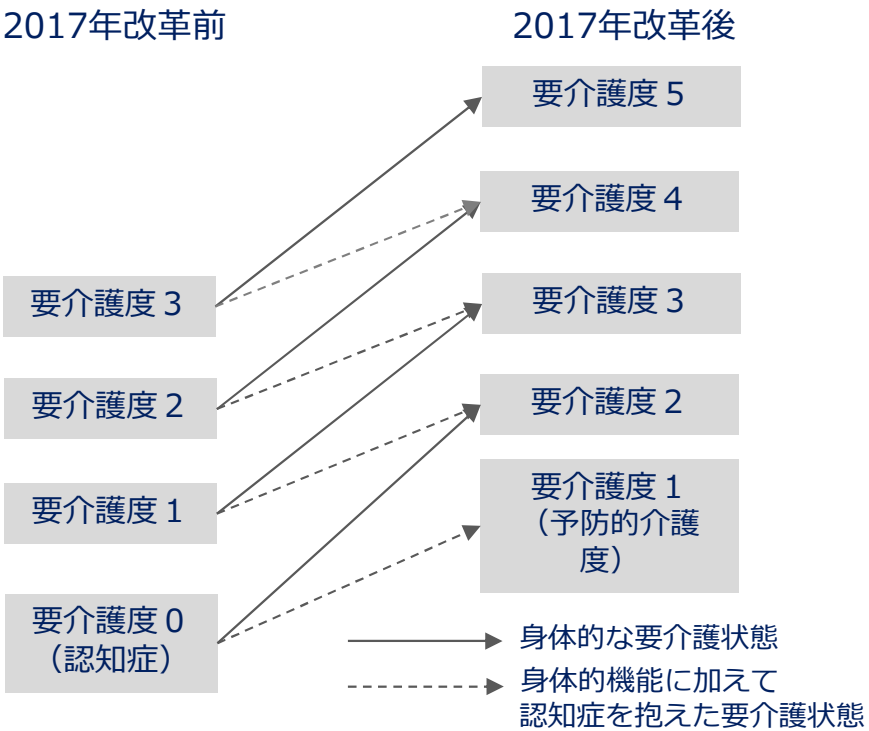

出所）日本経済研究所「ロボット介護機器開発・標準化事業に係る海外調査」（2020年3月31日）より